平成 30 年

5月号

濱田会計事務所通信

平成30年5月1日発行 Vol.9

間もなく住民税の特別徴収の通知書が届く時期ですね。特別徴収とは従業員の住民税を給与支給者が 給与から天引きし、まとめて市町村に納付する制度ですが、兵庫県では前年よりこの特別徴収の厳格 適用を求める様になりました(法律は変わっていません)。

特別徴収の行政事務は、市町村が行うので市町村によって書類の様式が異なったり、回答内容が違ったりします。実務をする側の人間としては、統一して欲しいといつも思います。

<税務/会計トピックス>

上場株式の配当金は申告すべきか?

上場株式等から配当金を受け取る際には所得税 15.315%、住民税 5%の税額が源泉徴収されていますので原則として確定申告を行う必要はありませんが、総合課税として確定申告をする又は申告分離課税として確定申告をすることを選択する事が出来ます。(発行済株式の総数等の 3%以上の株式等を保有する大口株主等は総合課税の申告のみとなります。)

上場株式等の配当等に関する主な課税関係

	確定申告をする		確定申告をしない
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	(確定申告不要制度適用)
借入金利子の控除	あり	あり	なし
税率	累進課税	所得税 15.3	15% 地方税 5%
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡	なし	あり	なし
損失との損益通算			
扶養控除等の判定	合計所得金額に含ま	合計所得金額に含ま	合計所得金額に含まれない
	れる	れる	

- ・総合課税として確定申告をする場合は他の所得と合算して税額を計算するため、所得の高い方は税率が高率となる場合がありますが、配当控除を受ける事ができます。
- ・申告分離課税として確定申告をする場合の所得税率は一律です。上場株式等の譲渡損失が発生 している場合はその損失と相殺する事が出来ますが、配当控除を受ける事は出来ません。
- ・確定申告不要制度を適用した場合はその所得が合計所得金額に含まれないため、扶養控除の対象となるかの判定の際には有利となります。

所得税では確定申告を行ない、住民税では確定申告不要制度を適用する事も可能 です。住民税の申告は国民健康保険料の負担額や医療費の負担割合などにも影響 があります。



上場株式等の配当金を受け取った場合は複数の選択肢がありますので、気になる 方は一度ご相談下さい。 <相続・贈与税のお話し>

結婚・子育て資金一括贈与非課税制度の活用

平成27年1月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の方が、父母や祖父母から結婚・子育て資金に充てるため、結婚・子育て資金口座の開設等をした場合には、最高1,000万円まで贈与税が非課税となります。

注意点

- ① 贈与を受けた人が50歳に達するなど、結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合に残額があるときは、その残額が贈与税の課税対象となります。
- ② 契約期間中に贈与をした人が死亡した場合には、死亡日における残額を贈与者から相続等により取得したものとして相続税の課税対象となります。
- ③ 結婚・子育て資金の支払に充てた領収書等を取扱金融機関に提出する必要があります。

メリット

- ① 通常、孫が祖父母から遺言等により相続財産を取得した場合は、本来の相続税額に2割加算した税額となりますが、この制度で相続等により取得したものとされたものについては2割加算の規定は適用されません。
- ② 贈与を受けた人が贈与者から相続等によりこの制度に係る財産以外を取得していない場合には、相続開始前3年以内の生前贈与加算の規定は適用されません。



この規定は領収書等の保管など手間がかかる割に、他の贈与制度に比べてメリットは限定的なものになりますが、高齢世代から若年世代へ早期に財産を移転させるためには有効な制度と言えます。

生前贈与をご検討の方は、是非一度ご相談下さい。

事務所からのお知らせ

私事ですが、ゴールデンウィークを利用して 平成30年5月1日~5月15日迄 外科手術治療の為、入院致します。

(外科手術の為、元気ですのでご安心下さい) 個室入院に致しましたので電話連絡は可能です。 誠に勝手ながらご迷惑をお掛け致しますが、何卒 宜しくお願い申し上げます。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL: 079-229-9041 Fax: 079-229-9049

E-Mail: info@hamadakaikei.jp URL: http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、 相続のこと・・・ 一緒に考えましょう!

